

**税関職員による無令状での郵便物検査と憲法 35 条**

- 【文献種別】 判決／最高裁判所第三小法廷  
【裁判年月日】 平成 28 年 12 月 9 日  
【事件番号】 平成 27 年（あ）第 416 号  
【事件名】 覚せい剤取締法違反、関税法違反被告事件  
【裁判結果】 上告棄却  
【参照法令】 憲法 35 条、関税法 76 条 1 項・3 項（平成 24 年法律第 30 号による改正前）、  
関税法 105 条 1 項 1 号・3 号（平成 23 年法律第 7 号による改正前）  
【掲載誌】 裁時 1666 号 10 頁

LEX/DB 文献番号 25448314

**事実の概要**

1 東京税関東京外郵出張所で郵便物の検査等を担当していた税関職員 A は、イラン国内から都内に滞在する外国人に宛てて発送された郵便物（以下「本件郵便物」という）につき、品名がわからなかったことなどから、輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物の外装箱を開披し、プラスチック製ボトルが 2 本入っていることを目視により確認した。ボトルの TDS 検査を行ったところ、覚せい剤反応があったため、同出張所の審理官 B に本件郵便物を引き継いだ。審理官 B は、ボトル中の固形物からごく微量を取り出し、仮鑑定を行ったところ、陽性反応を示したため、同税関調査部を通じて鑑定を依頼した（ここまでの各検査等につき、以下「本件郵便物検査」という）。

鑑定の結果、覚せい剤であったため、審理官 B は同税関調査部に対し、摘発事件として通報した。通報を受け、同税関調査部の審議官 C は、差押許可状を郵便職員に提示して、本件郵便物を差し押さえた。本件は、この覚せい剤の輸入に関わっていたとされるルーマニア国籍の Y が、覚せい剤取締法違反などの罪に問われたものである。

2 第一審（東京地判平 26・3・18）は、郵便物の一部につき、覚せい剤の営利目的輸入の共同正犯及び関税法上輸入してはならない貨物の輸入未遂の共同正犯が成立するとして、懲役 12 年、罰金 600 万円を言い渡した。控訴審（東京高判平 27・2・6）もこれを支持したため、Y が上告した。

**判決の要旨**

1 平成 24 年法律第 30 号による改正前の関税法 76 条 1 項ただし書、3 項、及び平成 23 年法律第 7 号による改正前の関税法 105 条 1 項 1 号、3 号の各規定は、「関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正円滑な処理という行政上の目的を、大量の郵便物について簡易、迅速に実現するための規定であると解される。そのためには、税関職員において、郵便物を開披し、その内容物を特定するためなどに必要とされる検査を適時に行うことが不可欠であって」、検査に際して「裁判官の発する令状を要するものはされておらず、また、郵便物の発送人又は名宛人の承諾も必要とされていないことは、関税法の文言上明らかである。」

2 「憲法 35 条の規定は、主として刑事手続における強制につき、司法権による事前抑制の下に置かれるべきことを保障した趣旨のものであるが、当該手続が刑事責任追及を目的とするものではないとの理由のみで、その手続における一切の強制が当然に同規定による保障の枠外にあると判断することは相当でない。

しかしながら、本件各規定による検査等は、……行政上の目的を達成するための手続で、刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、そのための資料の取得収集に直接結び付く作用を一般的に有するものでもない。また、国際郵便物に対する税関検査は国際社会で広く行われてお

り、国内郵便物の場合とは異なり、発送人及び名宛人の有する国際郵便物の内容物に対するプライバシー等への期待がもともと低い上に、郵便物の提示を直接義務付けられているのは、検査を行う時点で郵便物を占有している郵便事業株式会社であって、発送人又は名宛人の占有状態を直接的物理的に排除するものではないから、その権利が制約される程度は相対的に低いといえる。また、税関検査の目的には高い公益性が認められ、大量の国際郵便物につき適正迅速に検査を行って輸出又は輸入の可否を審査する必要があるところ、その内容物の検査において、発送人又は名宛人の承諾を得なくとも、具体的な状況の下で、上記目的の実効性の確保のために必要かつ相当と認められる限度での検査方法が許容されることは不合理といえない。前記認定事実によれば、税関職員らは、輸入禁制品の有無等を確認するため、本件郵便物を開披し、その内容物を目視するなどしたが、輸入禁制品である疑いが更に強まったことから、内容物を特定するため、必要最小限度の見本を採取して、これを鑑定に付すなどしたものと認められ、本件郵便物検査は、……行政上の目的を達成するために必要かつ相当な限度での検査であったといえる。このような事実関係の下では、裁判官の発する令状を得ずに、郵便物の発送人又は名宛人の承諾を得ることなく、本件郵便物検査を行うことは、本件各規定により許容されていると解される。このように解しても、憲法 35 条の法意に反しないことは、当裁判所の判例……の趣旨に徴して明らかである。」

3 「本件郵便物検査が、犯則事件の調査あるいは捜査のための手段として行われたものでないことも明らかであるから、これによって得られた証拠である本件郵便物内の覚せい剤及びその鑑定書等の証拠能力を認めた第 1 審判決及びこれを是認した原判決の判断は正当である。」

## 判例の解説

### 一 問題の所在

郵便物の輸出入の簡易手続として、税関職員が裁判所の発する令状なしで行った国際郵便物検査について、最高裁第三小法廷はこれを合憲とする初めての判断を示した。弁護側が、捜査目的で、

郵便物の発送人又は名宛人の同意なく、無令状で行われた本件郵便物検査は、関税法上許容されていない検査であって、憲法が許容しない強制処分にあたるため、発見された覚せい剤及びその鑑定書の証拠能力は否定されると主張したのに対し、最高裁が、本件郵便物検査の憲法 35 条適合性について判断したものである。

### 二 税関における郵便物検査の合憲性について

1 郵便物中にある信書については、憲法上、信書の秘密が保障されているが（最大判昭 59・12・12 民集 38 巻 12 号 1308 頁参照）、それ以外の郵便物の輸出入については、関税法（平成 24 年法律第 30 号による改正前）76 条 1 項ただし書において、税関長が税関職員に必要な検査をさせるものとされており、同条 3 項において、郵便事業株式会社（現日本郵便株式会社）は当該郵便物を税関長に提示しなければならないと定められている。また、関税法（平成 23 年法律第 7 号による改正前）105 条 1 項において、税関職員は、必要と認められる範囲内で、郵便物を含む外国貨物等について検査すること（同項 1 号）、及び検査に際して見本を採取すること（同項 3 号）ができると定められている。

2 本判決は、まず、上記関税法各規定の趣旨を明らかにしている。すなわち、各規定は、行政上の目的を実現するための規定であること、税関職員が郵便物を開披し必要とされる検査を適時に行うことは不可欠であって、検査に際して令状を要するものとはされていないこと、また、発送人又は名宛人の承諾も必要とされていないこと、これらは関税法の文言上明らかであるという。次に、これらの規定に基づく本件郵便物検査が憲法 35 条に違反するか否かの検討へと移り、そこで川崎民商事件（最大判昭 47・11・22 刑集 26 巻 9 号 554 頁）、成田新法事件（最大判平 4・7・1 民集 46 巻 5 号 437 頁）各大法廷判決を引用している。

3 川崎民商事件判決は、憲法 35 条の保障が刑事手続以外の手続にも及びうることを一般論として明らかにした判決である。ただし、同判決は、旧所得税法の定める質問調査権について、それが①刑事責任の追及を目的とする手続ではないこと、②刑事責任追及のための資料の取得収集に直

接結びつく作用を一般的に有しないこと、③強制の度合いが直接的物理的な強制と同視すべき程度に達していないこと、④公益上の目的を実現するために不可欠な制度であるところ、その目的、必要性に鑑みれば、実効性確保の手段として不均衡、不合理なものとはいえないこと、これらを総合して判断すると、憲法 35 条の法意に反するものとはいえないと判示した。

かかる判旨に対しては、これまで種々の指摘がなされてきた。上の 4 つの要素を満たした場合に憲法 35 条の適用がないとした趣旨であるのか、それとも憲法 35 条の適用はあるが 4 つの要素を満たした場合に令状は不要となつた趣旨であるのか、判然としないであるか<sup>1)</sup>、また、これらのうちの要素が決定的な意味を有しているのか、諸要素の意味や相互関係が不明確であるといった指摘である<sup>2)</sup>。ただ少なくとも、その判旨からは、強制の度合いや権利制約の程度に鑑み、手続的規制が要請される場合には、令状主義を適用ないし準用し、行政調査にも裁判所の判断を介在させることが導き出されるのであり<sup>3)</sup>、その後の成田新法事件判決においても、同様の判断手法が採用されている。

4 本判決においても、両判決の判断枠組みが踏襲され、とくに川崎民商事件判決を想起させる諸要素が検討されている。すなわち、本件郵便物検査は、①刑事責任の追及を直接の目的とする手続ではなく、②そのための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもないこと、また、③国際郵便物に対するプライバシー等への期待はもともと低い上に、発送人又は名宛人の占有状態を直接物理的に排除するものではないから、権利の制約される程度は相対的に低く、他方、④税関検査の目的には高い公益性が認められ、必要性もあるところ、目的の実効性確保のために必要かつ相当と認められる限度での検査方法が許容されることは不合理とはいえないことである。そうした上で、本判決は、本件郵便物検査を「行政上の目的を達成するために必要かつ相当な限度での検査」であったとし、関税法各規定により許容されていると解しても、憲法 35 条の法意に反しないと判示している。

類似の判断枠組みをとったことから、枠組み自体に関しては、本判決にも川崎民商事件判決に対

する前述の指摘が再度あてはまるものと思われる。他方、総合判断される 4 つの要素のうち、とくに③④の具体的な判断に関しては、先の両事案とは異なり、本件が不正輸出入を水際で阻止する税関の事案であることが大きく影響しているため<sup>4)</sup>、事案に即した考察が必要となる。

税関検査については、猥褻表現物の輸入規制の事案において、判例上、プライバシーの利益も公共の福祉の下で制約されるのであって、郵便物中の信書以外の物に限り税関検査の対象としていることはやむを得ない措置であるとされてきた（最判平 1・4・13 集民 156 号 549 頁）。本判決では、③の中で、憲法 35 条の文脈において、検査から影響を受けるプライバシーの内容や程度と、検査によるプライバシーへの影響の深さが検討されていることが注目される。最高裁は、国外からの郵便物に対する税関検査が国際社会で広く行われていることを挙げ、その内容物に対するプライバシー等の期待は、もともと低いと判断している。しかも、郵便物の提示を直接義務づけられているのが、発送人又は名宛人ではないことから、その権利制約の程度は相対的に低いとし、その上で、④の衡量へとつなげている。

③に挙げられる理由が、権利制約の程度の低さと実際に関連するのかどうか、疑問は残る。川崎民商事件判決の③では、強制の度合いが検査の相手方の意思を著しく拘束して実質上直接的物理的な強制と同視する程度まで至っていないことが、令状不要の理由として挙げられていた。それに対し、本判決では、当事者の占有状態を直接的物理的に排除するものではないことが理由とされている。しかし、内容物を他人に見られず郵送されることへの期待を当事者たちが有するのであれば、知らない間に行われる検査は、推認される当事者たちの意思に反する行為であるともいえよう<sup>5)</sup>。勿論こうした期待も、国内便については合理的に推認しえても、国際郵便物については同レベルで推認しえないと考えられないわけではない。だとすると、結局は、権利制約の程度に関する判断は、国境を越える郵便物に対するプライバシーへの評価に収斂していくことになる。この③を踏まえれば、④で検査の必要性と手段の合理性を要請することにより、利益の調整を図ろうとしたところで、目的の高い公益性と、大量の国際郵便物につき適正迅速に検査を行う必要性とを前に、公益の側が

優先されるのは、予測可能な帰結であるといえよう。

5 ちなみに、本件のような輸入禁制品は、貨物としても国内に流入しているが、貨物の輸入については、国際郵便とは異なり、必要な事項を税関長に申告し、検査を経て許可を受けなければならないと定められている（関税法 67 条）。この申告義務について、判例は、「関税の公平確実な賦課徴収及び税関事務の適正な処理を目的とする手続の一環であって、刑事責任の追及を目的とする手続でないことはもとより、そのための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有するものでもない」とし、また、それが日本に入国する全ての者に対し、品目の如何を問わず義務づけられているものであることにふれ、「目的を達成するために必要かつ合理的な制度」であるとしている（最判昭 54・5・29 刑集 33 巻 4 号 301 頁）。

### 三 本件覚せい剤等の証拠能力について

次いで検討されているのが、郵便物検査で得られた情報や資料の刑事手続における利用可能性についてである。本判決は、本件郵便物検査が犯則調査あるいは捜査のための手段として行われたものではないことを指摘し、覚せい剤及び鑑定書等の刑事手続における証拠能力を認めている。

行政調査と刑事手続の関係については、主に税務調査で得られた証拠資料を犯則事件の証拠として利用しうるか否かという文脈で、議論がなされてきた。判例は、質問検査権を犯則調査あるいは捜査のための手段として行使することは許されないと解している（最決平 16・1・20 刑集 58 巻 1 号 26 頁）。しかし、それは証拠資料の犯則調査や犯罪捜査における利用を一律に否定されるという意味ではなく、最判昭 51・7・9（集刑 201 号 137 頁）は、税務調査中に犯則事件が探知された場合、それを端緒として犯則調査に移行することは許されるとし、また、前掲平成 16 年決定は、質問検査により取得収集される証拠資料が後に犯則事件の証拠として利用されることが想定できたとしても、そのことによって直ちに、その権限が犯則調査あるいは捜査のための手段として行使されたことにはならないとしている。

本判決は、前述のとおり、判例・学説上ほぼ争いのないところを述べるにとどまっており、学説

上見解の分かれるところ<sup>6)</sup>については踏み込んでいない。本件では、鑑定の結果を受け、税関調査部の審議官が差押許可状を職員に提示し、郵便物を差し押さえている。つまり、証拠資料はそのまま用いられたのではなく、差押許可状により押収し直されているため、前記以上に踏み込む必要はないと判断されたのであろう。

#### ●—注

- 1) 田宮裕「判批」警察研究 48 巻 11 号（1977 年）53 頁、松井茂記「判批」憲法の基本判例〔第 2 版〕（1996 年）161 頁等。
- 2) 野坂泰司「憲法基本判例を読み直す——川崎民商事件判決」法教 320 号（2007 年）104 頁。川崎民商事件判決に対する評釈として、佐藤幸治「判批」行政判例百選 II（1979 年）261 頁、石川健治「判批」租税判例百選〔第 4 版〕（2005 年）208 頁などを参照。
- 3) 曾和俊文「税務調査判例の展開と行政調査論」論ジュリ 3 号（2012 年）50 頁、川出敏裕「コンピュータ犯罪と捜査手続」曹時 53 巻 10 号（2001 年）16～17 頁。裁判所の判断を介在させる令状以外の可能性について、曾和俊文「質問検査権をめぐる紛争と法」芝池義一ほか編『租税行政と権利保護』（ミネルヴァ書房、1995 年）109～111 頁。行政調査について、「適正な手続の処遇を受ける権利」の観点から、裁判官が発する許可状が必要とされる場合がありうると指摘する、佐藤幸治『日本国憲法論』（成文堂、2011 年）327 頁も参照。
- 4) 税関における無令状での郵便物開封に令状を要するか否かが争われた事例で、その主権に基づき行われる国境における捜索・押収の場合、国内におけるそれに比して相当要件が緩和されたとした合衆国最高裁判例がある（U.S. v. Ramsey, 431 U.S. 606 (1977)）。判例につき、成田秀樹「国境に於ける捜索とプライバシー」法学新報 112 巻 1 = 2 号（2005 年）166 頁以下。
- 5) 増田啓祐「判解」最判解平成 21 年度刑事篇 384～385 頁。最決平 21・9・28 刑集 63 巻 7 号 868 頁（宅配便業者の運送過程にある荷物について、荷送人や荷受人の承諾を得ずに検証許可状なく X 線検査を行った事例）参照。中野目善則「プライバシーの合理的期待の観点からする捜査活動の規律」中央ロー 8 巻 2 号（2011 年）84 頁以下も参照。
- 6) 学説の理論状況について、山口雅高「判解」最判解平成 16 年度刑事篇 48～52 頁。より詳しくは、笹倉宏紀「行政調査と刑事手続（一）（二）」法協 123 巻 5 号（2006 年）818 頁、10 号（2006 年）2091 頁参照。